

令和1年7月1日



ゆとり

第105号 (夏季号)

(協) 郡山労務経営サービスセンター

令和元年、夏！ 全国労働安全週間始まる！(R1.7.1~R1.7.7)

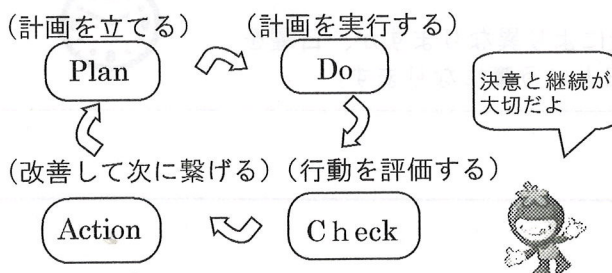
スローガン「新たな時代にPDCA みんなで築こう ゼロ災職場」

- ・また暑い夏がやって参りました。熱中症はもとより、暑さでボーッと注意力が散漫になりがち。ちょっとした不注意が大きな事故につながります。
- ・PDCAを取り入れ、事故防止につなげましょう。PDCAとはPlan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)を繰り返し行う事で、事故防止だけでなく業務改善を図る方法として広く採用されています。
- ・また労災事故の原因で最も多いのが転倒災害です。全労災事故の4分の1を占め、休業4日以上ケガは26,000人と言われます。当センター組合員事業所のH30年労災統計でも休業4日以上災害19件のうち「転倒、つまづき、踏み外し」が9件と圧倒的に多くなっています。この傾向は年々高まっており、職場での転倒防止の取組みが望まれるところです。



●みんなで回そうPDCAの輪！！

<PDCAのサイクル>



<成功のポイント>

- ①PDCAのプランを立てる前に目標を明確に！ゴール、目標を達成するためのPDCAになっているか？
- ②PDCAのサイクルは途切れなく迅速に回す。1回だけで終わらせない。
- ③最初から実行不可能のような高い目標や計画を立てない。(ハードルを低くする)

●転倒災害防止のポイント！！

★甘く見てはいけない転倒事故！

転倒事故は骨折などで長期の休業災害になることも。誰でも災害になる可能性がある。

★危険はどこにでも潜んでいる！

ぬれた床やマンホール、路面凍結で滑って、台車につまづいて、階段を踏み外し、段差や材料、コードにつまづいて

<転倒しない為、こんなことに取り組もう>

- 設備・管理面の対策を取る。
 - ・整理整頓を徹底する・通路に物を放置しない
 - ・床面の汚れを取り除く・床面の凹凸解消・ステッカーで注意喚起・滑りにくい靴の着用など
- 時間に余裕を持って、焦らない
- 滑りやすいところは小幅度で歩行
- すり足での歩行はやめる
- スクワットなど日ごろから筋力アップに努めよう

チェックシートがあるので活用しよう



暑中お見舞い申し上げます



2019年7月

理事長 七海 正克
副理事長 森田 清一
同 大河原嘉一
同 飯沼 良孝
専務理事 佐藤 信男
役員一同・職員一同

特集 1・働き方改革「時間外労働の上限規制」のポイント

(1) 法定的上限規制スタート！（今までは行政指導）

＜改正後＞ 法的規制・・・違反すれば罰金

●実施：大企業は2019.4月1日（中小企業は2020.4月1日）

（経過措置）大企業→2019.4.1以降締結の36協定から適用。

中小企業→2020.4.1以降締結の36協定から適用。

（適用の猶予）建設業、運送業務、医師などへの規制は5年間猶予されます。

●原則：
1ヶ月 45時間（時間外労働＋法定休日以外の休日労働）
1年 360時間（同じ）

（3ヶ月超～1年単位の変形労働時間制の場合は月42時間、1年320時間）

●特別条項を設けた場合

具体的な時間外労働の事由がある場合、年6ヶ月を限度として原則の上限を超えて労働させることができますが、それにも上限が設けられました。

・1ヶ月100時間未満（時間外労働＋法定休日労働＋法定以外の休日労働）
・複数の平均で80時間以内（同上）
・・・2ヶ月、3ヶ月、4ヶ月、5ヶ月、6ヶ月いずれの平均でも
・1年720時間以内（時間外労働＋法定以外の休日労働）・・・法定休日は含めず



★用語の解説

① 法定時間外労働・法定外時間外労働とは

法定時間外労働とは 1日8時間、1週40時間を超えて行われた時間外労働の事を言います。
法的な時間外労働の上限はこの法定労働時間を超えた時間をさしています。

② 法定休日・法定外休日とは

1週に1日または4週4日の休日をいいます。会社により異なりますが、日曜を法定休日とすると、土曜や祝祭日は法定以外の休日という事になります。



(2) 時間外労働の割増賃金

① 1日の勤務時間が8時間以内の時間外労働

（例）所定7H30分から8Hまでの30分の残業・・・割増しは不要
（賃金規程に所定労働時間を超えて労働した場合も25%の割増となっていれば25%）

② 1日の勤務時間が8時間を超えた場合・・・25%以上

③ 深夜(Pm10:00～Am5:00)労働・・・25%以上

④ 法定休日労働・・・35%以上

⑤ 法定休日以外の所定休日労働・・・25%以上（賃金規程で35%となっていれば35%）

⑥ 1ヶ月45時間を越え60時間まで・・・25%以上（30%など25%超にすることが努力義務）

⑦ 1ヶ月60時間超・・・50%以上（大企業はすでに適用済み。）

中小企業は2023年4月から適用）

⑧ 1年360時間超・・・25%以上（30%など25%超の割増しにすることが努力義務となっています）

* 上記⑥、⑦、⑧には通常の残業の他、法定休日以外の休日出勤時間も含まれます。

* 時間外労働が月60時間を超えた場合は、超えた部分の50%割増賃金に替えて休暇を付与することもできます。（導入方法は当センターにお問い合わせください）



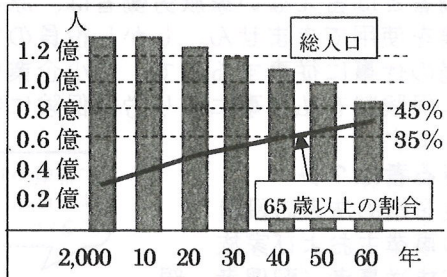
特集2・これからも増える高齢者の雇用。その活用・安全対策は！？

政府は定年・再雇用などで「70歳までの雇用確保」を推進することを打ち出した。
益々増える高齢者の雇用、高齢者の運転する車の事故も最近目立つ。高齢者の労務管理・安全管理はどうすれば良いのかを考えてみた。

(労働基準協会主催・安全週間準備指導会の資料を一部参考にさせていただきました。)

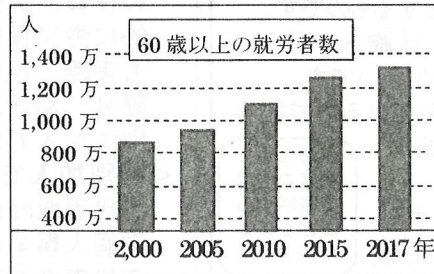
●日本の人口推移

(総務省他の調査)



●高齢者の就業者数の推移

(総務省調査)



●何歳まで仕事をしたいか

(内閣府調査)

- ・ 60歳以下 約 25.7%
 - ・ 61～65歳 約 30.7%
 - ・ 66～70歳 約 21.5%
 - ・ 71歳以上 約 16.1%
 - ・ その他 約 6.0%
- 死ぬまで働きたい？

●60代後半以降の雇用は不要と考える理由

<3大理由>

- ①理由はないが、従業員の世代交代の為 44%
- ②病気や労災事故のリスクが高い為 42%
- ③一般的に引退時期と考えられている為 37%

●高齢者活用に当たっての課題

<3大課題>

- ①本人の健康確保 63%
- ②本人のモチベーションの維持・向上 60%
- ③担当する仕事の確保 46%

●加齢に伴う身体・精神機能の状況

<5大原則>

- ①視力、聴力、バランス能力の低下
- ②脚力、腕力、瞬発力など筋力の低下
- ③知識・技能は長期間使用するほど維持できる
- ④経験と技能の蓄積は、熟練や高度の能力を生む
- ⑤中高年以降は身体・精神機能の個人差が拡大する。

<こんな特徴も>

- ・ 50歳以降は転倒災害が急増！（特に女性）
- ・ 新しいことは苦手だが、経験、技能、知識は豊富
- ・ 自分のやり方を変えない（柔軟性がなくなる）

<高齢者雇用のポイントは安全・健康確保と処遇制度！>

<安全・健康対策>

- ①墜落・転落防止対策・・・なるべく足場や脚立を使用する作業をやらせない。やる場合は法令にのっとった足場、作業床、手すりの設置、保護帽・安全帯の着用。
- ②転倒防止対策をとる・・・床の濡れや段差をなくす、通路にコード、荷物など置かない、段差の見える化を図る
- ③重量物取扱いの改善・・・台車、昇降装置等による自動化・省力化。腰痛予防ベルト等による負担軽減
- ④作業姿勢の改善・・・中腰や、上向き、ねじり姿勢等、不自然な姿勢を取る作業方法の改善
- ⑤視覚、聴覚機能の補助・・・照明を明るくする、背景騒音の低減など
- ⑥健康診断の完全実施・・・健康診断の結果、所見のある者に対する事後措置をとる。
保健指導や医療機関への受診勧奨、作業時間・内容の変更など。
- ⑦熱中症を予防する・・・高齢者は熱中症になりやすい。作業場所、時間、水分補給、空調、作業服等への配慮。

<職業能力の開発と向上>

- ①高齢者が培ってきた知識、経験等を生かすことができる職務への配置、訓練
- ②モチベーション（意欲）を持たせるための評価、賃金等の処遇への配慮。

*指示はハッキリ伝えること。ただ目上の従業員には人生の先輩としての礼節、配慮を忘れないこと。



< 労 務 > 休職制度

Q・休職制度は導入しなければなりませんか？

A・制度の導入は会社の任意です。うまく運用すれば会社にも本人にもメリットが。

< 休職制度とは >

病気などで欠勤が長期に及んだ時など、一定期間労働を免除する休職期間を設け、期間満了で職場復帰できない時は、解雇ではなく期間満了による退職とするものです。

(例) 病気欠勤が2ヶ月に及んだ時・・・休職3ヶ月

* 勤務年数により期間に差をつける場合が多いです。

* 休職中は無給でも良いですが、在籍しているので社会保険等は継続して加入(保険料はかかります)

< 導入のメリット >

・休職期間中は解雇できないことになりませんが、病欠＝即、解雇では問題が生じやすいので休職制度でワンクッション置き退職を円滑にすることが期待できます。休職制度があることで従業員が安心して働けるというメリットもあります

本人にも制度の内容を説明することが必要だよ



< 労災保険 > 家族の特別加入

Q・私(法人の代表者)の妻は役員になっていないが特別加入労災保険に加入できるの？

A・以前は加入できませんでしたが、現在は加入できるケースもあります。

< 労災保険の特別加入とは >

労災保険は労働者が対象になっており、会社の役員、労働者とは言えない家族労働者は、原則的に労災保険を使用できません。しかし役員の方も実際、現場の仕事に従事するので、中小企業に限り、別途、保険料を払う事により労災保険に特別に加入できます。

< 特別加入できる者は？ >

- ①代表取締役を始め法人の役員
 - ②個人事業の事業主および家族
 - ③代表者の家族従事者(配偶者、親子等)・・・労働者扱いにならない者
- *③は、従来は加入できませんでした。

ご希望の時はお電話ください



< 雇用保険 > 高齢者雇用の助成金

Q・高齢者を採用すれば助成金が出ると聞いたが、いくら出るの？

A・雇用実績を見て年間60万円(パート40万円)で、申請は比較的簡単ですが、いくつかの条件があります。

< 支給額 >

- 一般社員 年間 60万円(半年ごとに申請)
- パート(1週の労働時間が30H未満) 40万円

< 要 件 >

- ①職安の紹介で60才以上の者を採用したこと
(事前に面識があったり、内定してはだめです)
- ②本人の採用日前後6ヶ月間に解雇や勧奨退職した者がいないこと。
- ③残業代などが適正に支払われていること。
- ④出勤簿、給与台帳が整備されていること。
- ⑤従業員10人以上の場合は就業規則が必要
- ⑥定年、または再雇用が65才以上であること

助成金の申請は当センターまで



< 社会保険 > 育児後のパート勤務

Q・育児休業後、1日4時間程度のパート勤務になったが、どうすれば良いか？

A・本人の希望により主に次のような選択枝があります。

< 今までの社会保険を脱退する場合 >

- ①夫の健康保険の扶養に入る。
- ②自分で国民健康保険に入る。
- ③健康保険の任意継続被保険者になる。
(夫の健康保険の扶養に入れない時など)

< 今までの社会保険に加入し続ける >

・本来、1日4H程度の勤務だと社会保険に加入できませんが、子が小さい2～3年だけパート勤務し、その後の元の勤務時間に戻るといったような場合は、加入し続けられます。保険料は低い給与に応じて減額になりますが、将来もらう年金額の算出には減額する前の高い給与で計算する特例が受けられます。

どうするか良く考えてみよう



シリーズ福島山 (その 62)

かさ が もりやま

笠ヶ森山 (1,013m) —岩瀬、郡山市—

ローレルバレイCCから湖南方面に向う峠の左手にある。ちょうど形が笠に似ているのでこの名がついたのだろう。

登山口は2か所ある。距離は長いものの、下の下山口から登った方が変化があって面白い。車は500m位手前の砂防ダムの広い空き地に止めることとしよう。

登山口から歩き出すと下りとなり、間もなく沢に出会う。以前は簡単な橋がかけていたが、今は無くなってしまっている。最初から靴の中がずぶ濡れになりたくないで岩づたいに慎重に渉る。

そこから登りになり、杉や落葉樹の林の中を笹や山野草などを見ながら進む。

しばらく歩くと一旦、大きく右に曲がって下る。積雪期はよほど歩き慣れた人でなければ迷うだろう。

また登り返し、樹林の中を行くうち、鶏峠に差し掛かる。峠には朽ちた看板があるが、それがなければ峠とは気付かないほどだ。ロープの張られた最後の急坂を上りきると、大きな電波反射板が建つ山頂となる。

山頂からは磐梯、安達太良、吾妻、阿武隈などの山並みが眺望できる。

一休みしたら下山は上の登山口に向かうのが良いだろう。

舗装道路を戻れば元の下山口となる。



<事業報告> (4月~6月)

●令和1年度 通常総代会開催さる(6月25日:ホテルハマツ)

当センターの第27回通常総代会が出席45名(うち本人出席28名、委任状出席17名)のもと開催された。来賓を代表して郡山市長品川萬里様、中小企業団体中央会郡山所長東海林裕史様のご祝辞を頂いた後、H30年度事業・決算報告および令和1年度事業計画・予算等について審議、特に異議なく承認された。

その後、来賓ご臨席のもと懇親会の開催。組合員の懇親・交流が図られ午後8時ころお開きとなった。

(総代会資料抜粋を同封してありますのでご覧ください)



議長を務める(株)カンコウシステム渡辺氏

<郡山労務経営研究会だより>

◎ 5月16日(火) 第29回定時総会開催

H30年度事業・決算報告及びR1年度事業・予算について審議。今年度は「働き方改革・これからの企業のあり方を考える」をテーマに定例会を開催することになりました。

◎ 6月19日(火) 第1回定例会開催

・テーマ「働き方改革・年次有給休暇の強制5日付与と時間外労働の法的上限規制」
講師・事務局 岩崎

<定例会>

原則、毎月第3火曜日
Pm6:30~7:30 開催
年会費 12,000円です

試しに1度、
参加してみま
せんか?



<受賞のご報告>

●組合功労賞に関 俊祐氏((有)協三)

・中小企業団体中央会の通常総会が6月12日福島市で開催され、当センター理事として組合創立当初から、組合の運営に尽力してきた(有)協三、代表取締役の関俊祐氏が功労賞を受賞されました。



●組合優良職員に過足美津子

・同日、当サービスセンター事務局、過足美津子が永年、組合の事務を担当し、職員の模範となるとして優良職員賞を受賞しました。

「これも組合員の皆様のお陰です。感謝しています」とは本人の弁。

<これからの事業予定>

●9月19日(木) 組合員合同健康診断(於:郡山青色会館)

この機会に定期健康診断を受けましょう!(同封の案内をご覧ください。)

お知らせ

INFORMATION

●入札

今年度は県の維持管理、物品販売、林業などの入札参加資格申請の年です。(維持管理は8月中に予約が必要ですのでお忘れなく!)

当センターでも申請手続きを承っております。
ご希望の場合はお早めにご連絡ください。

●事務局 夏季休暇のお知らせ

次の期間、事務局は休みとさせていただきます。

8月10日(土)
~8月18日(日)



(協) 郡山労務経営サービスセンター

TEL 024 (932) 3050

FAX 024 (932) 4470

郡山自動車学校
karisawa-dokko-publio

TEL 024-944-0440

郡山産業機械研究所
Bangyu Sibal Sangayara

TEL 024-942-7522

JUAVAC ドローンエキスパートアカデミー 郡山校
DRONE EXPERT ACADEMY

全社一括購買システム

smartprime™
スマートプライム™



ずいぶん切り詰めたけど、
もっと経費削減
できないかな?

社内のオフィス用品に着目して、
さらにコストダウン。
おまかせください!



三和事務機販売株式会社

新規加入組合員さんのご紹介（2019 年 4 月～6 月）

名 称	所 在 地	業 種	入会月日
(株) フーズネット福島	郡山市舞木町	食品（きくらげ）販売業	令和 1 年 4 月 1 日
(株) G-CONNECT. INC	郡山市御前南	居酒屋・ラーメン店業	令和 1 年 4 月 1 日
岡ノ城保育園(株)	郡山市富久山町	保育園業	令和 1 年 4 月 1 日
(株) 樋口機工	郡山市西田町	機械据付工事業	令和 1 年 4 月 1 日
(株) 企画室・コア	郡山市柏町	広告・出版業	令和 1 年 5 月 1 日
桜ヶ丘歯科クリニック	田村郡三春町	歯科医業	令和 1 年 6 月 1 日

お知り合いの会社がありましたらご紹介ください



< R1. 6. 30 現在 > 組合員事業所数 415 社

一人親方特別加入者数 94 名

ことば・言葉・KEY WORD

さりげなく使ってちょっとカッコいい？

「4 文字熟語」

日本には 4 文字熟語がたくさんある。「古くさい」なんて言わず、ビジネスシーンで使えばカッコいいかも。

- 同床異夢・・・行動は一緒でも別々の事を考えている例え
- 異越同舟・・・敵同士が同じ境遇の中で協力し合う事
- 起死回生・・・絶望状況から一気に良い方向に立て直す事
- 温故知新・・・昔ことを調べ、そこから新しい知見を得ること
- 紆余曲折・・・物事が込み入った経過を辿ること
- 右顧左眄・・・右を見たり左を見たりで迷うこと
- 四面楚歌・・・四方を楚（敵）に囲まれ味方がいないこと
- 付和雷同・・・考えもなく他人の意見にすぐ同調すること
- 天衣無縫・・・自然でありのままの姿であること。（天女の衣には縫い目がなく美しく完全であることから）
- 羊頭狗肉・・・見かけが立派でも内容が伴わない事。狗＝犬
- 臥薪嘗胆・・・目的達成の為、硬い薪の上に寝、苦い胆をなめること（耐え忍ぶこと）
- 竜頭蛇尾・・・最初は大大々的だが尻すぼみのことの例え
- 虚心坦懐・・・わだかまりのない素直な心で物事に臨むこと
- 繁文縟礼・・・規則などが細かすぎて煩雑、非能率的なこと
- 朝令暮改・・・朝、出した命令を夕方（夕）にすぐ変えること

まだまだ沢山あるので
続きは次号で



ミニミニテータMINI・MINI

おらが自慢の郡山市の名水（清水）

①清水池（逢瀬町多田野）

郡山の水道発祥の地。明治の初期ここから水を引いたといわれ、現在は公園となっている。

②五百目の名水（中田町下枝）

昔は急な坂道で、通る人はここで喉を潤したという。今はきれいに整備されている。

③子和清水（西田町丹伊田）

山の崖沿いにあり、近くには石碑や不動明王が建っている。小さなお休み処もあり。

④深沢の名水処（熱海町熱海）

温泉街は深沢川から取水しおいしいといわれる。ケヤキの森散策時に立ち寄ってみては？

⑤八幡清水（熱海町石筵）

母成グリーンラインの道路沿いにある清水。水量が多いとのこと。

⑥滝の弘法清水（逢瀬町河内）

額取山の登山口の手前にある湧水。深い林の中にあり滝集落の生活にも欠かせない。

清水は昔から地元の人によって支えられ、大事にされてきたよ。ゴミを捨てたり、汚したりせず節度を持って使ってね。



< 編 集 後 記 >

わたくしごとで恐縮だが、5 月で 65 歳になった。

65～74 歳を前期高齢者と言うらしいが、ようやく高齢者の仲間入りができたかと思うとうれしい。何が嬉しいって、これまでは老人なんだか中年なんだかどっちつかずで落ち着かなかったが、65 歳になって老人として大手を振って町を歩ける。

それに加えて高齢者割引もある。食べ放題のバイキングはシニア料金になるし、公共施設の利用料金だって・・・。

でも「一般 400 円、高校・大学生 300 円、小・中学生 200 円、幼児・65 才以上 100 円」（市の某施設）というのを見たりすると「幼児並みかよ！」と嬉しいのを乗り越してちょっとムツとする。まだ現役だと思っているんだが・・・。しかしいくら力んでも、やはり高齢者であるに違いない。「年寄の冷や水」と笑われないよう、注意しよう。

本当はあまりうれしくないんですけどね・・・。

事務局長 岩崎

発 行 所

協同組合

郡山労務経営サービスセンター

〒963-8024

郡山市朝日三丁目 4-7

<http://www.koriyamaroumu.or.jp>

発行責任者 佐藤 信男

TEL 024-932-3050

FAX 024-932-4470